主 文 本件控訴はこれを棄却する。 理 中

本件控訴の趣意は末尾に添附してある弁護人三輪寿壯作成名義控訴趣意書と題する書面記載の通りである。これに対し当裁判所は左の如く判断する。

論旨第一点について。

刑事訴訟法第二百五十六条には起訴状には公訴事実を記載すべきこと。公訴事実は訴因を明示してこれを記載すべきこと、訴因の明示にはできる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをなすべ〈要旨〉きことを規定している。とれによると訴因とは罪となるべき具体的の事実換言すれば犯罪構成要件に該当する〈/要旨〉具体的の事実をいうのであるか、その特定とは他の訴因と紛れることのない程度に即ち同一性を認識させるに足る程度に日時、場所、方法、目的物件等の記載によつて罪となるべき事実を特定すれば足るのであつて同一場所における同一占有内の財物を奪取した強盗罪の目的物については、目的物の一、二を具体的に説明しその他の目的物は単に数量丈けを記載しても右記載は日時、場所、被害者の氏名等と相俟つて罪となるべき事実を他の訴因と区別しその同一性を認識させるに十分である。本件起訴状の記載を見ると、

「被告人両名は金員を強奪すべく共謀の上、昭和二十三年十二月七日頃の真夜北蒲原郡 a 村大字 b c 番地 A 方に到り就寝中の右 A を縄にて縛り上げて暴行を加え、同人及びその妻女に短刀を突き付け騒ぐと殺すぞ金を出せ等と告げて危害を加うべき気勢を示して脅迫し因つて同人等所有に係る現金五千円位及び中型トランク男物

二重トンビ等衣類雑品合計二十一点位を強取し」

(裁判長判事 吉田常次郎 判事 保持道信 判事 鈴木勇)